

感染症対策に関する指針

訪問看護ステーション 在宅ホスピス イル・ケア

(はじめに)

第1条 感染症対策に関する基本的な考え方

訪問先や事業所内において、食中毒や感染症が発生又は蔓延しないよう感染症対策指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備し、利用者及び職員の安全を確保するための対策を実施する。

(感染症対策委員会) ※従業員数が少ないため委員会の設置なし

第2条 感染症対策委員会の基本方針

委員会の設置はないが、感染症発生時には、職員が集まり対策を検討し、共通した感染対策の実施を行う。

(職員研修)

第3条 職員研修に関する基本方針

感染症対策の基本的な考え方及び具体的対策について、全職員を対象として周知徹底を図ることを目的に実施する。

研修の内容は、感染症対策の基本的内容等の確認・啓発や、指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を行うものとする。

研修の種類と内容は次のとおりとする。

- ・入職時及び定期的な研修(年1回以上)の感染対策の基本知識研修
- ・必要に応じて随時開催する研修や対応の周知および外部研修会への参加

(平常時の対応)

第4条 感染症対応マニュアルに関する基本方針

- ・事業所内の感染対策マニュアル
- ・障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル(厚生労働省)

に沿って、手洗いの徹底など感染対策に努める。職員に周知徹底し必要に応じて見直すものとする。

(発生時の対応)

第5条 感染症発生時の対応に関する基本方針

事業所で感染症が発生した時は、委員会が中心となり、発生の原因の究明、改善策の立案、対策を実施する。その内容及び対策について、感染症対策委員会及び全職員に周知する。

感染症発生の原因究明のため、周辺地域の感染情報を収集・把握し、迅速な対応が取れるよう感染症に関わる情報管理を行う。

報告が義務付けられているものについては、速やかに行政及び保健所に報告する

(訓練の実施)

第6条 訓練の実施

平常時から実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について訓練を年1回以上実施する。訓練においては感染症発生時に迅速に行動できるよう発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき事業所内の役割分担の確認や感染対策をしたうえでのケアの演習などを実施する。

(職員の健康管理等)

第7条 職員の健康管理等

平常時より健康管理に留意し、職員が感染症を疑う症状を呈した場合には、速やかに医療機関を受診し、医師の指示に従う。新型コロナウイルスが疑われた場合には抗原キットを使用し、状況に合わせて受診を行う。非常勤職員を含めたすべての職員が、年1回健康診断を受診する。

職員は可能な限り予防接種を受け、感染症への罹患を予防し、感染症の媒介者にならないように留意する。

(閲覧)

第8条 利用者及びその家族に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用者及び利用者家族等の求めに応じていつでも閲覧できるようにする。

(その他)

第9条 その他感染症対策推進のために必要な事項

感染症対策マニュアルは、最新の知見に対応するよう定期的な見直し・改定を行う。

この指針は、令和6年4月1日より適用する。

委員会は1年に1回以上開催する。

訪問先・事業所内の感染症(食中毒を含む)の発生や発生時の感染拡大を防止するために、感染症対策委員会を設置する。

(1)感染症対策委員会のメンバーは、委員会規則参照。

(2)感染症対策委員会の業務

委員会の活動内容は次の通りとする。

- ・事業所内の具体的な感染対策を策定する
- ・指針・マニュアルの作成、見直しをする
- ・職員への研修などを企画・立案する
- ・事業所での感染対策の実施状況を把握する
- ・利用者・職員の健康管理の把握に努める
- ・その他必要な事項